

令和 6 年度狂犬病予防注射日程表



通知書が郵送された方(登録済の方)は、当日必ず通知書を持参してください。

- 対象：生後 9 1 日以上の飼い犬
- 日程 及び 場 所：下記一覧表のとおりです。
- 登録・予防注射料金
 - ★ はじめて登録・注射をする場合 1 頭につき 6, 2 5 0 円
 - ★ すでに登録されている場合(注射のみ) 1 頭につき 3, 2 5 0 円

料金内訳	
登録料	3, 000円
注射料金	2, 700円
注射済票交付手数料	550円

※ 料金の支払いについては、おつりがないようご協力をお願いいたします。

- 犬が死亡、失踪、他人に譲渡した場合、登録を抹消しますので登録の鑑札及び注射済票を持参し、届出をしてください。
- お問い合わせ先： 防災環境課 環境対策係 TEL 2 6 - 9 1 2 2

地区	月日	時 間	場 所	地区	月日	時 間	場 所
野木沢・石川地区	4月10日(水)	9:30~10:00	大日向入口バス停前	山橋地区	4月15日(月)	9:30~ 9:50	板橋薄井サヨ子氏宅前
		10:15~10:30	塩沢構造改善センター前			10:00~10:15	塩ノ沢バス停前
		10:45~11:15	野木沢自治センター前			10:25~10:35	板仲集会所前
		11:30~11:45	奥井商店前			10:45~11:00	板南生活改善センター前
		13:30~13:50	曲木研修集会所前			11:10~11:25	南山形中野沢集会所前
		14:10~14:25	新田ふれあいセンター			11:35~11:50	北山形集会所前
		14:35~14:45	鹿ノ坂雇用促進住宅入口(会田魚店さん脇空き地)			13:30~13:40	福田集会場前
母畑・石川地区	4月11日(木)	9:30~ 9:50	上母畑研修集会所前	沢田地区	4月16日(火)	9:30~ 9:50	上沢井公民館前
		10:00~10:10	母畑自治センター駐車場			10:00~10:15	東内打佐藤芳伸氏宅前
		10:20~10:30	旧母畑発電所前			10:25~10:40	下沢井集会所前
		10:40~10:50	湯郷渡公会堂前			10:50~11:05	(新) 沢田自治センター前
		11:00~11:10	北山研修集会所前			11:15~11:30	大池火の見やぐら跡
		11:20~11:25	北山高野集乳所前			11:40~11:55	赤羽集会所前
		11:35~11:50	関場秋山工業協			13:30~13:45	古内集会所前
		13:30~13:45	境ノ内水野商店脇			13:55~14:10	新屋敷農業振興会館前
		13:55~14:10	古館橋たもと			14:20~14:30	鷹ノ巣野内正一氏宅前
14:20~14:45	旧石川町公民館前	14:35~14:45	鳥内橋たもと				
中谷地区	4月12日(金)	9:30~ 9:50	矢造深谷商店前	石川地区	4月17日(水)	9:30~9:50	猫啼温泉入口
		10:00~10:25	中田区会事務所入口			10:00~10:20	王子平集会所前
		10:35~10:45	迎高野入口			10:30~10:45	新屋敷屯所前
		10:55~11:15	中谷自治センター前			10:55~11:10	秋台地内三叉路
		11:25~11:50	石川土木事務所前			11:20~11:45	立ヶ岡関根魚店脇
		13:30~13:45	谷津農協倉庫前			13:30~13:50	当町集会所前
		13:55~14:05	旧中谷第一小学校入口			14:00~14:40	下泉まちなか駐車場(旧)石川町役場前
		14:15~14:30	谷沢集会所入口				
14:40~14:50	坂路公会堂前						



犬の登録と狂犬病予防注射実施のおしらせ

令和6年度の畜犬登録と狂犬病の予防注射を4月10日（水）から17日（水）の期間、各地区において狂犬病予防接種を実施いたします。（裏面に日程を記載しています。また、畜犬登録済みの方には、個別に、文書による通知を行っております。）

狂犬病予防法により生後91日以上の子犬は、その所在地を管轄する市町村への登録（生涯1度）と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられていますので、忘れずに実施してください。

※畜犬登録時には「犬鑑札」を、狂犬病予防接種時には「狂犬病予防注射済」の票札を交付します。

○ 狂犬病予防注射の注意事項

- ① 犬の体を清潔にし、安静状態で連れてくること。
- ② 犬をしっかり扱える方が連れてくること（他の犬と「ケンカ」などをすることがないように制御すること）
- ③ 引き綱は丈夫な鎖などを使用し、首輪の点検も忘れないこと。
- ④ 犬のフンなどを始末する用具（シャベル・袋等）を用意すること。
- ⑤ 次のような時は、必ず注射前に申し出て獣医師の指示を受けること。
 - ア. 犬が病気にかかっていると思われるとき。
 - イ. 予防注射のショックなどの副反応をおこしたことがある。（発疹・じんましん・けいれん・ヨダレを流すなど）。
 - ウ. 妊娠初期、又は妊娠末期のとき。
 - エ. 1ヶ月以内に、ほかの予防注射を受けているとき。



○ 犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに・・・

集合方式による登録と狂犬病予防注射は、年に1回となっております。忘れずに実施してください。

この期間に予防接種を実施できない場合（妊娠・病気・生後90日以内など）には、最寄りの動物病院で予防接種を受け、「狂犬病予防注射証明書」を役場に持参し、「狂犬病予防注射済」票の交付を受けてください。なお、厚生労働省の定める予防注射の実施時期は毎年4月1日～6月30日となっておりますので、この期間に予防注射を実施できない場合は、獣医師の交付する「猶予証明」を役場へ提出してください。

飼い主のみなさんへお願い

- ・散歩の際にはフンなどの汚物を放置せず、飼い主の方が責任を持って処理してください。フンなどの放置は衛生上好ましくなく、景観の悪化やマナーの低下を引き起こします。
- ・犬の放し飼いは絶対にやめましょう。放し飼いにより発生したトラブルや事故は飼い主の責任となります。首輪のゆるみ等による逸走であっても福島県「犬による危害の防止に関する条例」第3条けい留義務違反となりますので、日頃から点検しておきましょう。